

川崎市公告第405号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度汎用電子申請システムにおけるデジタル操作ガイドの運用保守等業務委託

(2) 履行場所

本市が指定する場所

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託概要

令和5年4月から行政手続の原則オンライン化の取組を実施するにあたり、汎用電子申請システムである「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」を運用している。オンライン手続の利用を促進するためには、利用者にとって分かりやすく、使いやすい仕組みとすることが重要であり、そのためには手続のキーワード検索の補助や手続固有の入力制約等といったパッケージシステムでは対応が難しい機能を補助できるような機能が必要である。

本委託では、「オンライン手続かわさき」のUI・UXの向上を図るために、利用者サイトの画面上にデジタル操作ガイドを表示させるツールに関するサービス提供及び運用保守等を委託するものである。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室 担当 岡島、松田

電話 044-200-2077

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年2月12日（木）から2月20日（金）まで

（午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで（土日祝を除く。））

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送（いずれの場合も、令和8年2月20日（金）午後5時00分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局デジタル化施策推進室に確実に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に（1）の問合せ先に必ず電話をしてください。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールにて交付します。

(1) 日時

令和8年2月26日（木）

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3（1）配布・提出場所及び問合せ先」と同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3（1）配布・提出場所及び問合せ先」と同じ

（2）問合せ受付期間

令和8年2月13日（金）から2月27日（金）まで

（午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで（土日祝を除く。））

（3）問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3（1）の問合せ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を上記3（1）の担当まで電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

（4）回答

質問に対する回答は令和8年3月3日（火）までに、電子メールにて全社宛てに送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

（1）開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

（2）一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

（1）入札方法

ア 本契約に要する経費の総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

（2）入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月10日（火）午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階 会議室1

（3）入札書の提出方法

持参

（4）入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札会場に入場するときは、一般競争入札参加資格確認通知書の掲示が必要となりますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを必要とします。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和８年３月頃）を要します。